

## 放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人金谷温清会（以下「事業者」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第1項の規定に基づき放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」（以下「事業所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。  
(放課後児童クラブの名称、所在地及び定員)

第2条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	定 員
放課後児童健全育成事業クラブフレンズ きんこく塾	富津市花輪104番地 富津市立天神山小学校内	35人

(対象児童)

第3条 事業所の利用の対象となる者（以下「対象児童」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 富津市が設置する小学校に就学している児童であること。
- (2) 対象児童の保護者（法第6条の保護者をいう。以下同じ。）が就労、疾病その他事由により昼間家庭にいないことにより、授業終了後、当該保護者による適切な監護を受けることができないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が必要と認める児童。

(事業年度、開所日及び開所時間等)

第4条 事業所の事業年度、開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

- (1) 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 開所日  
ア 原則として月曜日から土曜日  
イ 小学校の代休などの休業日

ウ 夏休み、冬休み、春休みの期間

(3) 開所時間

ア 授業がある日 午後 2 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

イ 授業の休業日 午前 7 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(4) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び振替休日

ウ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

エ 8 月 1 3 日から 8 月 1 5 日までの日

オ 天候不良や感染症、その他事由により閉所の必要があると事業者が判断した日

2 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日を開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

（利用の申請・承認）

第 5 条 事業所を利用しようとする対象児童の保護者は、事業者の代表者（以下「理事長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、前項の承認をしないことができる。

(1) 対象児童が、感染症の疾病にり患しているとき。

(2) 対象児童が心身の虚弱等により、集団生活に耐えることができないと認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業の運営上支障があると認められるとき。

（承認の取消し）

第 6 条 理事長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 1 項

の承認を取り消すことができる。

- (1) 対象児童に感染症疾患があると疑われるとき。
- (2) 対象児童が身体虚弱又は精神障害のため保育に耐えないと認められるとき。
- (3) 対象児童が第3条第1項各号に規定する利用の資格を失ったとき。
- (4) 対象児童の保護者がこの設置要綱及び運営規程に違反したとき。
- (5) 対象児童の保護者が支払うべき額を滞納したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業所の管理上支障があると認められるとき。

(届出)

第7条 対象児童の保護者は、事業所の利用を中止し、若しくは辞退したとき、又は第5条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(対象児童の保護者が支払うべき費用)

第8条 対象児童の保護者は、支援の提供を受けるにあたり、次に定める費用を支払うものとする。

(1) 別表第1に定める費用

(2) その他教材費、プログラム参加費用等については、実費相当額

2 事業者が必要と認める場合に限り、1日単位で利用することができるものとし費用は、別表第2のとおりとする。

3 前項の費用に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、対象児童の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行う。

4 対象児童の保護者は、第1項の費用の支払いについては、事業者が指定する日に、原則として口座振替の方法により納付するものとする。口座振替によりがたい場合は事業者の指定する方法によるものとする。

5 事業者は、現金で第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った対象児童の保護者に対し交付するものとする。

(対象児童の保護者が支払うべき費用の減免)

第9条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条の対象児童の保

護者が支払うべき費用を減免し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表第1 (第8条第1項第1号関係)

区 分	毎日コース (月額)	週3日コース (月額)
基本利用料	15,000円	12,000円
8月利用料	19,000円	16,000円
ファミリー割引 (兄弟姉妹利用)	2人目以上は基本利用 料・8月利用料から5,000 円引	
年会費		3,000円
昼食代(1食)		500円

※利用料には、おやつ代を含む

別表第2 (第8条第3項関係)

区 分	利用料 (日額)
授業がある日	800円
授業の休業日	1,000円

※利用料には、おやつ代を含む